

居宅介護・重度訪問介護サービス及び移動支援

1. [利用料金]

◇ 利用料金の自己負担の目安は、次のとおりです。

居宅介護	身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	以降30分増すごとに
		245円	388円	564円	80円の追加
	家事援助	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
		101円	146円	189円	229円
	介護を伴う 通院等介助（身体	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	以降30分増すごとに
		245円	388円	564円	80円の追加
	介護を伴わない 通院等介助（身体	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	以降30分増すごとに
		101円	189円	264円	67円の追加
重度訪問介護	重度訪問介護	1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満	2時間以上 2時間半未満
		183円	273円	364円	455円
移動支援	身体あり	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
		228円	361円	525円	600円
	身体なし	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間以上 1時間半未満
		93円	175円	245円	308円

◇ 通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、利用料金に割増料金が加算

早朝 (午前 6 時～午前 8 時) 25%

夜間 (午後 6 時～午後 10 時) 25%

深夜 (午後 10 時～午前 6 時) 50%

◇ 介護職員処遇改善加算

処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位数 (月額) の 12.3%を加算

◇ 初回加算 (新規) ⇒ 200円/月。

緊急時対応加算 ⇒ 100円/回

◇ 利用者負担上限額管理加算 ⇒ 150円/月

◇ 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくこととなります。

* 世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。(月額負担上限額は、障害福祉サービス受給者証に記載されています。)

◇ 2人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で費用は2人分となり、利用者負担額の2倍を頂きます。

2.交通費

サービス提供地域(朝倉市・朝倉郡)にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は別途1km・15円実費がかかります。

3.キャンセル料

利用日のキャンセルの場合、以下に定めるキャンセル料をいただきます。

但し、24時間前までにご連絡をいただければキャンセル料はいただきません。

尚、キャンセル料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

- ・ サービス提供時間の24時間前までにご連絡をいただいた場合…無料
- ・ それ以降…サービス提供予定の料金の全額を負担していただきます。